

令和元年5月7日開催

第23回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

## ◎開 会

午後 1時25分 開会

### ◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） 皆さん、こんにちは。定刻前ですけれども、皆さんおそろいですので、始めさせていただきたいと思います。また、総会開催に先立ちまして、皆さんにご案内のとおり、5月4日の夕方、ひょうがかなり降りまして、特に榛名地域の方におかれましては、思いも寄らぬ降ひょうということで被害がたくさんございまして、ご心痛のことと存じ上げます。心よりお見舞い申し上げます。

それでは、会長からご挨拶をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆様、こんにちは。長い10連休が終わりまして、お勤めの方もしばらくぶりにきちっと癒されたということで、我々自営業は余りそういう10連休だとかお休みがなかなかないのでうらやましいような、そんな気持ちがあるわけですけれども。その間に天皇もかわりまして、徳仁天皇ですか、かわりまして、令和という時代が始まりました。今日の審議も事前協議から大分連休が続いたので間があきまして、しばらくぶりで内容をちょっと大分私も忘れかけてしまったかなんて、そんな感じございますけれども。

今、局長のほうからお話がございましたとおり、何十年かぶりですか、20年ぐらい前ですか、1度角張ったようなひょうがかなり降りまして、梅もかなり被害を受けまして、それ以来だと思えます。ちょこちょこ狭い範囲ではあると思うのですけれども、今回は富岡方面から来た雷と、あと箕郷方面ですか、その両方が被害をこうむったということで、大分梅のほうも傷がついているようです。幾日か経たないと、なかなかよくわからないのですけれども、これからだんだん被害状況が確認できると思えます。

そんなことで、令和始まって間もないときに、ことしは、令和の時代は、自然災害がなければいいのだけれどもななんて、そんなことも思ったのですけれども。最近では、そういう何年かに一遍の自然からの被害を受けると、そういうこともあると思えます。

今日は、平成のときに申請を出された議案を令和になって審議をするという、何十年かに一遍のことで、なかなかこういうこともないわけですけれども、よろしく願い申し上げまして挨拶いたします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、議事の進行につきましては、会長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○会長 それでは、ただいまから第23回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席委員が5番の青木委員、また、18番、岸委員並びに25番、福田委員でございます。3名の方が欠席との連絡がございました。ということで、本日の出席委員は全員25名のところ22名ということで、過半数は超えておりますの

で、総会は成立しますので、よろしくお願ひいたします。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして、議事録署名委員の指名と書記の任命につきまして、皆様に議事録署名委員を指名していか伺ひます。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議事録署名委員には議席番号13番、井田裕委員並びに議席番号14番、大河原藤雄委員の両名を指名いたします。

また、書記の任命につきましては、事務局の小暮主査を任命いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事進行に移らせていただきます。

なお、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをお願ひいたします。また、携帯は鳴らないようによろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議案へ入ります。

まず初め、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願ひいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、平成27年4月22日許可、高農委指令第1030号でございました。契約内容は賃貸借、転用目的は露天駐車場及び露天資材置き場でございまして、取消理由は他の場所に新工場を建設することになったためとのこととでございます。

以上、農地法関係許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆様より質疑をお受けいたします。

ございませんでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用の目的につきましては通路でございまして、平成24年1月23日許可、高農委指令第1364号でございました。変更の理由につきましては、農地への進入路として許可を得た後、農地として一体利用していたが、奥の農地とともに売り渡すことになったためとのこととでございます。変更後の契約内容につきましては売買、転用の目的は一般住宅でございまして、変更後の申請につきましては、関連案件として、議案書22ページ、議案第5号ナンバー8が提出されております。

2番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、平成31年2月22日許可、高農委指令第1678号。変更の理由は、美容業の廃業を考えており一般住宅を計画していたが、引き続き美容業を営むことになり計画を見直したいためとのこととでございます。変更後につきましては、計画内容は使用貸借、転用目的は一般住宅及び店舗・車庫の申請でございまして、なお、こちらは、関連案件といたしまして、次のナンバー3が関連案件となっております。また、変更後の5条許可申請が提出されてございまして、議案書25ページ、議案第5号議案ナンバー19が関連案件でございまして。

3番 当初許可の内容は農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、平成31年2月22日許可、高農委指令1679号。変更の理由は、美容業の廃業を考えており一般住宅を計画していたが、引き続き美容業を営むこととなり計画を見直したいためとのこととでございます。変更後の契約内容以降につきましては、先の2番と同様でございます。

4番 当初許可の内容につきましては農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、昭和62年8月19日許可、群馬県指令西農第1520号でございました。変更の理由につきましては、当初計画者が亡くなり住宅を建てる計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されてございまして、議案書30ページ、議案第5号ナンバー42が関連案件でございまして。

5番 当初許可の内容につきましては農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は建売分譲住宅でございまして、平成30年8月22日許可高農委指令1323号でございました。変更の理由につきましては、資金のめどが立たなくなり計画を実行できなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の第5条許可申請が提出されてございまして、議案書30ページ、議案第5号ナンバー43が関連案件でございまして。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては5件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局より許可後の計画変更申請ということとございました。

それでは、これより皆様より質疑をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 異議がないということですので、これを承認することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

5番、6番、7番につきましては、同じ譲受人のため一括して説明いたします。

5番 契約内容は使用貸借、管理を任されている申請地を借り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容以降につきましては、先の5番と同様でございます。

7番 契約内容は売買、管理を任されている申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は貸貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和元年5月22日から令和11年5月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備

の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりまして、議案書27ページ、議案第5号ナンバー32が関連案件でございます。

12番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は贈与、自宅に隣接する申請地を大叔父より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は売買、所有する農地が史跡として収用されるため代替地として申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は贈与、申請地の共有持ち分を甥より譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は贈与、後継者として申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯での申請でございます。

18番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

20番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

21番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

22番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

23番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては23件でございます。なお、20番を除く22件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、また、ただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入るわけですが、まず初めにナンバー20の説明がございまして、全部効率利用に、これは適用していないということなので、ここで今許可か不許可か決めたいと思います。

どうでしょうか。先ほど事務局のほうから説明がございまして、申請人はこの場で許可、不許可を審議してもらいたいということなのですけれども。当てはまっていないのだから、これを許可すれば、またこういう事例でも許可できるということになると、またいろいろ問題になりますので、これは不許可でよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 では、このナンバー20、不許可ということで申請人にご報告をお願いいたします。

それでは、それ以外のものについて、これを審議しまして、皆さんより質疑をお受けいたします。

もう、この議案についてはございませんでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、20番を除き許可をすることにいたします。

続きまして、議案第4号に入ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 学童クラブに近接する申請地を駐車場として借り受けたいと要望があり、駐車場として貸しつけたいという貸露天駐車場の申請でございます。

2番 土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は令和元年5月22日から令和4年5月21日までの3年間の申請でございます。

3番 植林用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという植林用地の申請でございます。

4番 資材置き場及び物置用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという資材置き場及び物置用地の申請でございまして、宅地494.19平米と一体利用の申請でございます。

5番 駐車場及び資材置き場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては6件でございます。ご審議のほどよろ

しくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。この中で、先ほど竹内係長のほうからいろいろご説明がございましたナンバー2について、これより審議にまず初めに入りたいと思います。ここの写真を見て、大分前に除外したのだろうけれども、2枚目の写真、これはいつごろ除外したの。大分前だろう、これは。

○事務局 平成21年のときに農地法と農振法が変わっていますので、その前に除外して転用したものだと思います。正確な日付までは判明していませんが、そういうようなものだと思います。

○会長 今では、とてもここは除外できるところではないのだよ。ここら辺、これは分家だったのか。

○事務局 分家だと思います。

○会長 分家で、これは左に太陽光パネルがあるが、ここを何していたのか。

○事務局 これは、庭ですね。

○会長 庭か。

高田委員、どうぞ。

○11番高田委員 実はもう太陽光の被害が出ていまして、その下1メートルぐらゐすき間があいているのですけれども、その太陽光で受ける風が1メートルのすき間から北風が入るのです。そこの南側にある田んぼは、稲が立つところには、もうほとんど倒れてしまう。風が強くと今でも、もう被害が出ている状況です。

○会長 被害がね。

○11番高田委員 それで、また工作物が増えたら影響が出かねません。そこら辺は考慮してもらいたい。すごい風になるのですよ。

○会長 その当時は、意外と簡単に除外できた時代があったのですけれども。また、今幾ら営農型のパネルであっても、一番は立地的に周辺の農業との調和も考えないといけないということ。写真で見ても一団の農業とは合っていないよね。

では、皆さんにお伺いします。これは、要件を満たしていないということで、不許可でよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 では、これは不許可ということにしまして、では、ナンバー2を除きまして、ほかの議案について審議をいたします。何かございませんでしょうか。

よろしければ、ほかの議案については許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、ナンバー2を除き、許可することといたします。

それでは、続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。



農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー4については事前調査案件なのですけれども、過日の事前協議で保留とか取り下げとかあったのですが、とりあえず事務局のほうで説明していただきまして進めていきたいと思います。

それでは、ナンバー1とナンバー2について関連するのですけれども、とりあえず事務局のほうで説明のほうをお願いします。

#### ○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番、2番につきましては、今回は取り下げでお願いいたします。

#### ○会長 ナンバー1とナンバー2は、取り下げということでお願いいたします。

それでは、続きまして、ナンバー3です。

それでは、事務局、ナンバー3の説明、お願いします。

#### ○事務局

3番 契約内容は売買、申請地を買い受けて運営している高校の運動場として使用したいという運動場の申請でございます。

本件につきましては、申請地付近で高等学校を運営している法人からの申請でございます。既存の運動場では手狭になったため、新しい運動場を設けたいというものでございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー3の審議資料をご覧ください。

1枚目、表紙でございます。こちら位置図でございます。申請地は、図面中央の赤色に着色されている箇所でございます。高崎市群馬支所から北東に約820メートルほどの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図と付近の状況図でございます。図面の下のほうの赤色で着色されている逆U字型の箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況につきましては、北側に今回の譲受法人が運営する高等学校がございまして、西側には高崎市立群馬中央中学校があり、南方向には、こちらには集落がございまして、また、東方向には主要地方道高崎・渋川バイパスが通っております。農地の種別につきましては、教育施設や集落、幹線道路に囲まれた小集団の農地であるため、第2種農地に該当すると思われまして。

なお、周辺農地の多くは農振農用地の青地の農地でございます。今回の申請地の一部につきましては、平成30年6月に農振除外が認められた土地でございます。

1枚おめくりください。3枚目、こちらがちよっと縮尺が小さくなっているのですが、公図の写しでございます。図面中央の赤い線で囲われている範囲が申請地でございます。申請地の四方は道

路に接してありまして、また申請地の中央を南北に道路が縦断しており、また東西には水路が横断してあります。また、申請地は逆U字型の形となっておりますが、その赤枠の外のくぼんだ形となります箇所、2筆の田んぼにつきましては、こちらは申請地ではないところでございます。

1枚目おめくりいただきまして、4枚目が土地の利用計画図でございます。こちらの図面のとおり、グラウンドを4面整備する計画でございまして、各区画は既存の道路と水路で4区画に区分されており、それぞれに独立した出入口を設けます。造成につきましては、切り土、盛り土により整地し、外周はのり面に整形する計画でございまして、3区画は浸透性のアスファルト舗装をした上に、ロングパイルの人工芝舗装を施し、ラグビーやサッカーの部活動や体育の授業などで使用する多目的グラウンドといたします。また、残る南西の1画につきましては、浸透性のアスファルト舗装をした上に砂入りの人工芝舗装を施しましてテニスコートとして利用する計画でございます。

また、申請地の外周を防球ネットで囲う計画でございまして、南西のテニスコートの周囲には高さ4メートルの防球ネットを設置し、そのほかの区画の周囲には12メートルの防球ネットを設置する計画でございます。

なお、北側の区画と南側の区画が接する部分につきましては、防球ネットは張らない計画とのごとでございます。

雨水の対策につきましては、浸透性アスファルト舗装から浸透処理と、基本的には浸透処理する計画でございますが、オーバーフローの対策といたしまして、各区画に新設する側溝で集水し、既存の道路側溝に放流する計画です。

なお、外灯の設置の計画はないと伺っております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目は造成の計画の平面図でございます。赤い斜線の箇所が盛り土、黄色い斜線の箇所が切り土をする区域でございます。

また、次のページ以降は、その造成図の断面図でございますので、参考までにご覧いただきまして、最大の盛り土高は約1.3メートル、最大の切り土高は約1.7メートルであると伺っております。

以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいまナンバー3の説明を事務局よりございました。

では、この事前調査、今回は2班ということで、調査班長の寺崎委員から報告をお願いいたします。

○7番寺崎委員 それでは、報告させていただきます。事前調査報告、第2班班長、寺崎正親。農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者2名と代理人の計3名の出席でした。

質問1 現在の生徒数は何名ですか。

回答 約700名です。現在、校庭を複数の部活動が一緒に使用している状況です。利用効率や安全面を考慮し、新たな運動場設置を計画しました。

質問2 今回の事業地の中央部に農地として残る土地があります。その土地を含めたほうが運動場として形状もよく、利用もし易くなると思いますが、事業地して含めなかった理由があるのですか。

回答 その土地の所有者とは用地交渉の条件面で折り合いがつきませんでした。今回、運動場不足の問題解消が急務であったため、現在の事業計画で申請しました。今後も、その土地の用地交渉は継続していく予定です。

質問3 運動場設置に伴い隣接農地や周辺の住宅へ影響が出ないように何か対策は考えているのですか。また、照明の設置はしますか。

回答 運動場の周囲には防球ネットを張り、外にボールなどが出ないようにします。また、のり面に造成する箇所には防草シートを張り、雑草対策や雨水によって崩れることがないようにします。なお、夜間は使用しないため照明の設置はいたしません。

質問4 排水の計画はどのようになっていますか。

回答 人工芝の下地は浸透性のアスファルト舗装で浸透処理しますが、浸透し切れなかったオーバーフロー分の対策として事業地内に新設する側溝で集水し、既存の道路側溝に放流します。処理能力については、敷地面積から流量計算をした結果に基づくものです。

質問5 盛り土の際、外部から土を搬入するのですか。また、面積が広く、土の量も多いと思いますが、残土条例の手続は済んでいるのですか。

回答 外部から土を搬入することになります。残土条例の手続については、開発指導課に相談した結果、許可は不要とのことでした。指示をいただいた届け出については、既に提出しています。

質問6 工事の際、多くの工事車両が出入りすると思いますが、農耕車や近隣住民への配慮をお願いします。また、近くには中学校もありますので、生徒等への安全確保についても十分に注意してください。

回答 はい。わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑等、お受けいたします。

今回この質問の中で残土条例と出てきたのは、500平米以上ですよ。500平米以上になると残土条例の許可が必要だということなのだけれども、これは500平米以上あるけれども、量があれば、流入が少ないからいいかね、これは。開発のあれなのだけれども。今度、どういふのだろう。

○事務局 こちら開発といっても建物を建てるわけではないので開発許可は必要なくて、残土のほうの手続だけになります。また、事前協議も行っておりまして、こちらも締結の見込みがありますの

で、そちらについても問題がないと思います。

○会長 そうか。家を建てるのではないからね。

皆さんのほうから何かございますでしょうか。特にないでしょうか。

それでは、これは基準値以上の面積で3,000平米以上になりますので、まず初めに、農業委員会ネットワークに意見聴取してよいか、皆さんに伺います。意見聴取してよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取いたします。それで許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー4、この間も、事前協議のときにちょっと保留だなんていう説明がございましたけれども、今回はどうでしょうか。

では、ナンバー4、お願いします。

○事務局

4番 保留とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○会長 事務局より保留ということでございますので。それでは、ナンバー4を終了いたします。

では、ちょっと小休止しましょう。10分ほど。

25分。では、そこまで小休止します。

○事務局 では、25分まで休憩ですので、よろしくお願ひいたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これより再開いたします。

5条、事前調査案件のほうまで議案のほうは終わりましたので、これから一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。先にご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が関連案件でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築した

いという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家に隣接する申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地1.00平米と一体利用の計画でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、雑種地41.37平米と一体利用の計画でございます。

15番 契約内容は賃貸借、土建業を営んでいるが資材置き場が不足しているため法人代表の実家近くの申請地を借り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

16番 契約内容は売買、職場が高崎市内にあり生活拠点を移したく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、実家暮らしをしているが自己用住宅を持ちたく実家近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、自宅で美容業を営んでいるが道路拡幅に伴い現在の住宅を建てかえることになったため申請地に住宅及び店舗を建築したいという一般住宅及び店舗・車庫の申請でございます。また、関連案件といたしまして、議案書5ページから6ページの議案第2号ナンバー2、ナンバー3の計画変更申請が関連案件でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、申請地を買い受けて天然ガスパイプラインの保安施設を建設したいという天然ガスパイプライン保安施設の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は賃貸借、学術的な文化財試掘調査を行うに当たり申請地を借り受けて使用したいという試掘調査の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます。転用の期間が定められており、令和元年5月22日から令和4年3月31日までの約3年間の計画でございます。

27番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、申請地の地目が山林でございますが、こちらは農地台帳に登載のある農地法上の農地でございます。現況は休耕の畑でございます。

28番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

29番 契約内容は売買、資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。なお、原野292平米と一体利用の計画でございます。

30番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、用途指定区分があり、第1種中高層住居専用地域でございます。

31番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

32番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は、令和元年5月22日から令和11年5月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書12ページ、議案第3号ナンバー11が関連案件でございます。

33番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが手狭なため申請地を伯父より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

35番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて市立保育園の保護者送迎用駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

36番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は賃貸借、学術的な埋蔵文化財試掘調査を行うに当たり調査用地として使用したいという埋蔵文化財試掘調査用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は、令和元年5月22日から令和4年5月21日までの3年間でございます。

40番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は賃貸借、既存の太陽光発電設備の雨水対策として貯留池を追加するため、施設に隣接する申請地を借り受けて使用したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。雑種地1万3,977平米と一体利用の申請でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。また、関連案件といたしまして、議案書6ページ、議案第2号ナンバー4の計画変更申請が関連案件でございます。

43番 契約内容は売買、妻の実家近くに自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちらは用途指定がございまして、近隣商業地域でございます。また、関連案件といたしまして、議案書7ページ、議案第2号ナンバー5の計画変更申請が関連案件でございます。

44番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

45番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

46番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては、42件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局よりナンバー5からナンバー46まで説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。この中で試掘調査というのが2件ばかりあったのだけれども、No.26だが、これは130平方メートルぐらいの調査になるのか。

○事務局 約120平米程度ということで確認しております。

○会長 それぐらいの面積の調査で、年数かかるのですか。

- 事務局 文化財試掘の一時転用の場合は、大体2年くらいで完了報告をいただくケースが多いのですが、万が一何か出てしまうと本調査になるのですけれども、そのことを踏まえ期間を長目にとっているというところがございまして、大体3年間でとって、完了は2年という形が多いです。
- 会長 掘る前に、このぐらいの面積を調査するという話があったと思うが、2反の上のところよく対象地がわかるね。
- 事務局 今回120平米というのが2反の約真ん中辺を細長く2列に掘りますので、そういうのが試掘で、何か出れば全体を本掘という形になると思います。
- 会長 そうね。ここは何か今後計画があるの。これは、吉井の委員さん、この辺は、こういう遺跡だとか出る場所なのかな。
- 24番新井委員 多分計画では住宅だと思います。
- 会長 住宅。
- 事務局 今、新井委員がおっしゃったとおり、この後、住宅で分譲というか、そんなような計画があるみたいでございます。
- 会長 そうですか。  
皆さん、その他、何か質問等ございましたら。  
お願いします。
- 13番井田委員 13番、井田ですけれども、今回のどの案件というのではないのですけれども、高崎市で1年間に農地が潰れているという言い方は悪いのですけれども、大体どのぐらいこの農業委員会がかかわって、合計でどのぐらい農地がなくなっているのか。
- 会長 多分、毎月これだけの申請が出て転用される。大体でいいけれども。何平米くらいか。
- 事務局 大体でよろしいでしょうか。許可と届け出がありますが、市街化区域外と市街化区域内は違うのですけれども、大体届け出が平米で20万平米ぐらいだから、20ヘクぐらいですかね、届け出で。許可は多いときと少ないときとあるのですけれども、大体50ヘクから60ヘクぐらいですか。
- 13番井田委員 では、少なくとも年間70ヘクぐらいの農地が潰れていくという。
- 事務局 多いときでそのくらいですか。多いときだと80ヘクを超えるというのもあります。
- 会長 市街化は、協議も、審議もしなくて、ただ届け出だけでの地域も含まれている。
- 事務局 そうです。
- 13番井田委員 これは、何年続いたら農地がなくなってしまうのだろうな。
- 会長 こうに見たって農地なんか見えなくなったけれども、そんなあるのだね。
- 事務局 計算上ですと、調整区域はともかく市街化区域内の農地は20年もすればなくなるという計算で、このペースで行くと、20年きっちりするとなくなるのではないかという計算ですけれども。それは、参考までに。机上の計算です。
- 会長 また農地に戻すというのものもあるし、知れたものだよ。転用したのを、また農地に戻すこと



もあるが、年に何件かぐらいあるのか。

○事務局 固定資産税が高いから、数件か、そんな感じです。

○13番井田委員 済みません。

○会長 いいですか。

○13番井田委員 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

なければ、許可相当とすることにいたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、報告事項に移ります。

第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分は第1種中高層住居でございます。ほか4件、計5件の農地法4条の規定による転用届出の書類審査を行いまして、適法であったため届出を受理し、受理書を交付しております。

報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居でございます。ほか52件、計53件の農地法第5条の規定による転用届出を書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか4件、計5件の18条の通知につきまして書類審査し、適法であったため受理をしております。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分事案について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件でございます。4条が6件、5条が57件、また、そのうちの5条のナンバー22とナンバー53につきましては、こちらは3,000平米を超える案件でございましたので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可相当で問題ないと回答をいただいております。

また、その他の案件につきましても、他法令の確認がとれましたことから、平成31年4月22日付で許可を交付しております。

報告は以上でございます。

○会長 報告のほうが終わりました。

続いて、その他ということで、事務局のほうから何か連絡等ありますか。

○事務局 ありません。

○会長 ないですか。

来月は、また前期の除外の協議があるのだよね。6月の幾日だったか。

○事務局 7月の1日と言っていましたけれども。

○会長 7月の1日。

○事務局 また確認をしたいと思います。

○会長 そうということなので。今のところ7月1日が予定ということですが、皆さん、よろしくお願ひいたします。

今日、この後、また班長さん初め運営委員の方々にも運営委員会を行いますので、よろしくお願ひいたします。

皆さんから、何か聞きたいことございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今月から衣がえということで、昔は6月からだったのだけれども、今5月から衣がえということで、今日は風がちょっと冷たかったので、いつもどおり上着を着てきたのですけれども。そういうことで、臨機応変に、涼しいときはそれなりの服装でまたよろしくお願ひいたします。

#### ◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして、第23回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2時44分 閉会